

越谷市告示第 **442** 号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和4年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月 **14** 日

越谷市長 高 橋 努

業務の委託に関する契約及び指定管理協定（越谷市公契約条例第6条第1項第2号に規定する対象委託契約）に係る労働報酬下限額
1,009円（1時間当たり）